



# Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2016年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 1. デリー高等裁判所判決：広告、マーケティングおよび販売プロモーションは国際取引ではない<sup>1</sup>

本件は、M社が比較対象企業の広告、マーケティングおよび販売プロモーション(Advertising, Marketing and Promotion: 以下「AMP」)費用の額を超過して関連会社であるS社に支払ったAMP費用(以下「過大なAMP費用」)についてインド税務当局が行った移転価格調整を不服とし、M社が上訴していたものである。税務当局は、当該過大なAMP費用はS社のマーケティング無形資産を構築したという理由で、M社はS社から独立企業間価格の対価を受領すべきと主張していた。

デリー高等裁判所は、M社とS社との間に契約または取決めがない限り、当該過大なAMP費用を国際取引に係る費用とみなすことはできず、また、当該過大なAMP費用により、M社自身にインド市場シェア拡大および前年対比売上増という便益がもたらされたという見解を示した。また、過大なAMP費用に基づき国際取引の有無を判定するという税務当局が採用した量的アプローチはインドの移転価格規定に則しておらず、S社が受領した便益は付随的なものにすぎないとした。さらに、当

該過大なAMP費用のブランド価値向上への貢献度の計算は難しく、法令に基づく明確な指針がない限り検証は不可能であるとも述べた。

## 2. 上訴担当所得税局長<sup>2</sup>への上訴手続電子化<sup>3</sup>

インドの税務手続の電子化および簡素化を進める新たな重要ステップとして、所得税の電子申告が義務付けられている納税者の上訴担当所得税局長(Commissioner of Income-tax (Appeals))への上訴手続が電子化されることになる。

上訴手続および提出書類が電子化されることにより、人を介した事務作業がなくなるとともに書類業務の削減および納税者の手数料引下げが期待されている。また、提出書類の確認手続がシステムに内蔵されて書類不備が減るため、一貫性のある誤りのない手続が可能となるとともに、公判の日程をオンライン上で決めることも容易になる。これらの変更により、上訴手続における納税者側の負担は著しく軽減すると思われる。

1 デリー高裁: ITA No. 110/2014 および ITA No. 710/2015 (2015年12月11日付)

2 税務当局の賦課通知に不服がある場合の第一の上訴機関

3 インドの財務省、歳入局、直接税中央委員会の2015年12月30日付のプレスリリース

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

[hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp)

マネジャー Pawankumar Kulkarni

[pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。